

介護保険課関係

1. 第4期介護保険料の設定について

(1) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の執行について

先般、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を盛り込んだ第2次補正予算が成立したところであるが、当該交付金の執行については、先般の交付金の所要額調べ等種々御協力いただいているところである。今後、今年度中に交付決定を行う予定であるため、管内市町村において、円滑に実施できるよう格段のご配慮をお願いする。

(2) 第4期介護保険料についての被保険者への周知

第4期の介護保険料については、政府・与党による「生活対策」に基づき、平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することとされたところである。

この措置を踏まえた第4期の介護保険料の取扱いについては、これまでに全国担当者会議等を通じて示してきているところであるが、平成21年度及び平成22年度の介護保険料については、介護報酬改定に伴う保険料の上昇が抑制されているという今般の措置の趣旨や内容を、被保険者に十分周知されるよう改めてお願いする。

(3) 第4期介護保険料確定額調査

第4期の介護保険料については、各保険者において条例が成立して確定することとなるが、これにより確定した保険料についての調査依頼の発出を3月上旬に予定している。

この調査については、主として以下の事項について調査を行う予定であり、御協力を宜しくお願いする。

なお、本調査の結果についてはとりまとめの上公表する。

【主な調査内容】

- ・介護保険条例に規定された保険料基準額（第4期の各年度の額）
- ・介護保険条例に規定された保険料基準額の平均額
- ・介護従事者処遇改善臨時特例交付金をないものとした場合の保険料基準額（原則通り計画期間単位で算出した保険料基準額）
- ・保険料段階設定数
- ・保険料第4段階の一部軽減実施の有無
- ・保険料基準額に乗じる各段階の乗率
- ・市町村民税課税層の所得区分金額

2. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア「介護給付適正化」の意義

- 「介護給付の適正化」を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付適正化の推進について

- 各都道府県においては、平成19年度に策定した「介護給付適正化計画」に基づき、その推進に努力されているところである。計画期間内においては、下表の国が示した実施目標も踏まえ、管内市町村において、これらの取組が推進されるよう格段のご配慮をお願いする。

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	100%	100%	100%	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	70%	85%	95%	100%
ケアマネジメント等の適切化 ※ケアプランの点検	60%	85%	95%	100%
※住宅改修等の点検	70%	85%	95%	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 ※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	60%	85%	95%	100%
※介護給付費通知	60%	85%	95%	100%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

(2) 介護給付適正化推進経費について

- 各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき、都道府県と保険者が一体となって戦略的に介護給付適正化事業に取り組んでいくことを促進する観点から、介護給付適正化推進事業を実施してきたところ。平成21年度においても、「介護給付適正化計画」の分析・評価等による情報提供及び都道府県が実施する保険者支援業務を推進するための経費として約6千万円を予算措置し、各都道府県に交付する予定としている。
- 事業内容としては、介護給付適正化事業の実施状況及び介護給付費の推移の分析、介護給付適正化評価委員会の設置、介護給付適正化担当者会議の開催、管内保険者に対する適正化事業の指導並びに都道府県の実情に応じたマ

ニュアル等の作成などを予定しているところ。なお、平成21年度においては、介護給付適正化事業を推進するための研修会の開催を新規事業内容として予定している。

- 実施要綱等については、本年4月以降にお示しする予定としている。

(3) 国保連介護給付適正化システムの改修等について

- 平成20年度における国保連介護給付適正化システムの改修については、下記の改修等を行い、機能の拡充・強化を図っているところ。

※ 主な改修内容

- ・ 確認対象項目の強調表示

- 各帳票において、基準値を超えた数字等、確認すべきポイントを明確化

- ・ 福祉用具貸与価格の適正化

- 福祉用具の製品ごと等の価格の分布状況の把握

- 国保連介護給付適正化システムの改修内容の詳細及び運用方法については、本年3月中に国保中央会が予定している各都道府県国保連合会及び都道府県等の担当者を対象とした研修等においてお示しする。
- 平成21年度以降においても、都道府県及び保険者の要望を踏まえながら、国保連介護給付適正化システムの機能の拡充・強化について検討を行っていく予定であるが、各都道府県におかれても、管内の保険者において、国保連介護給付適正化システムから提供される情報を介護給付適正化事業に有効に活用していただくよう、周知徹底願いたい。
- 「介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成20年9月 総務省）においては、市町村が介護給付適正化事業の効果を把握し、積極的に実施するためには、当該市町村が所在する都道府県において各市町村の介護給付適正化事業による過誤調整（過誤申立）の平均件数等を明らかにすることが一つの方策となると考えられるとされているところ。本システムにより、介護給付適正化事業による過誤申立の市町村平均件数等を把握することが可能であることから、都道府県においては、必要に応じて、こうした情報を管内各市町村に対して提供するなど、本システムの有効な活用を図られたい。